

新生活は消費者トラブルの危険がいっぱい!

春は、就職・進学など新しい生活がスタートする季節です。初めて一人暮らしをはじめの人や、新しい土地での暮らしにワクワクしている人も多いかもしれません。今回は、この時期ならではの消費者トラブルをご紹介します。若者が狙われやすい事例や、新しい環境で気をつけたいポイントを知ることによって、避けられるトラブルもあります。

友達を誘って簡単に高収入!?



ネットワークビジネスとも言われます。セミナーなどに誘われ、「他の人に売ればすぐ収入になる」と販売組織への加入を勧められます。

- ・思うように他人を勧誘できず、在庫や借金を抱えることも。
- ・自分が加害者になるおそれもあることを理解しましょう。
- ・化粧品、下着、学習教材、CD-ROM など商品はさまざまです。

トラブル回避のポイント

- **必要のない勧誘はすぐ断る**
あいまいな態度は話を長引かせ、相手のペースにはまる上、より断りづらくなります。毅然とした態度で早めに断りましょう。
- **うまい話をうのみにしない**
「簡単に収入が得られる」話は絶対にありません。仕組みが理解できないものを信用するのは危険です。

宅配便かと思ったら…訪問販売!



不意に訪れ、契約を勧められる訪問販売はトラブルが絶えません。長時間居座ったり、強引でしつこいケースも多いです。

- ・はっきり断っている消費者に再勧誘することは法律で禁じられています。
- ・怖いと感じたら、すぐに警察へ連絡しましょう。
- ・契約してから8日間はクーリング・オフができます。

トラブル回避のポイント

- **不用意にドアを開けない**
見知らぬ業者の訪問には簡単にドアを開けない。販売目的や名前を告げない場合もあるので注意が必要です。
- **断る時ははっきり「いりません」**
断っているつもりでも「けっこうです」「いいです」と表現していませんか? それでは「OK」の意味に受け取られる場合も。

アパートの敷金が戻らない!?



アパートの退去時に、ハウスクリーニングなど、高額な費用を請求されることがあります。

- ・借主は部屋を通常どおりに使用し、きちんと掃除して退去すればOKです。
- ・必要以上の費用を負担する必要はありません。敷金は担保なので、返還されるものです。
- ・契約内容に基づいて交渉しましょう。

トラブル回避のポイント

- **双方で立会い確認する**
入居時・退去時の部屋の状態を双方が立ち会って確認し、できれば写真などで記録を残しておきましょう。
- **契約書類は必ずよく読む**
契約書はお互いの承諾した内容を記すもの。隅々までよく読んで理解し、納得できない点は必ず確認しましょう。

※事例はあくまでも参考例の一つです。個々の契約状況や問題発生の際の時期などによって、解決内容は異なります。

もし契約してしまっても、『クーリング・オフ制度』があります



クーリング・オフ (cooling off) は、「cool」＝「冷やす」の意味で、不意をつかれたり冷静な判断ができなかったりする状況で契約した場合に、一定の「頭を冷やす」期間を与え、その期間内であれば無条件で解約できる制度です。ただし、店舗での購入や通信販売などには適用されません。

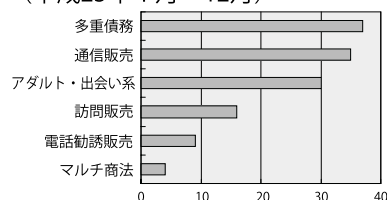
契約はよく考えて、慎重に！

判断力のある成人がお互いの合意によって成立した契約は、原則として解約することはできません。クーリング・オフ（無条件解約）制度は、特殊な場合に使える特別なルールです。ささいな事でも書面をよく読んだり、説明をきちんと聞いたり、十分理解した上で慎重に契約するよう、日ごろから心がけましょう。

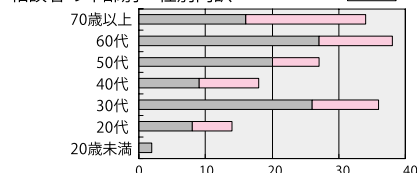
困った時は、すぐにご相談ください

どんなに自分が気をつけていても、消費者トラブルに遭ってしまふことがあります。悪質業者は「だますプロ」です。少しでも「おかしいな」「こまったな」と感じた時は、迷わず七尾市消費生活センター（☎53-1112）へご相談ください（※予約不要、秘密厳守）。少しでも早めの相談がよりよい解決につながります。

よくある消費生活相談の内容 （平成23年1月～12月）



相談者の年齢別・性別内訳



・高齢世代では、訪問販売や電話勧誘の相談が多く見られます。
 ・若い世代では、インターネットや携帯電話のデジタルコンテンツに関する相談が目立ちます。
 ・多重債務相談は、年代・性別を問わず寄せられています。



かしい消費者の心得

- け** 契約はすぐしない、
誰かに相談してから
- い** 「いりません」ときっぱり断る
- や** やめたい時のクーリング・オフ
- く** 「苦勞せずもうかる」
うまい話はない
- OK** OKする時は自分の責任で

七尾市内どこへでも出前講座にうかがえます

利用料：無料

悪質商法の手口や、被害に遭わないためのポイントなどを気軽にお聞きいただくため、出前講座を行っています。少人数のグループや短時間でも結構です。消費者トラブルのない地域づくりに、ぜひご活用ください。

■テーマ例：悪質商法にご用心！最近流行りのこんな手口あんな手口

- ・契約ってなんだろう？～賢い消費者になろう～
- ・知っていますかクーリング・オフ など
- ※楽しくわかりやすいDVD・ビデオの視聴や、ロールプレイングなどもできます。

■申込方法：事前に日時などをご連絡ください。仮予約の後に、申込書をご提出いただきます。

■開催時間：9：00から17：00まで（月～金曜日）30分～1時間30分程度
 ※夜間・土日祝日はご相談ください。

■講師：七尾市消費生活センター職員など



☎ 七尾市消費生活センター（市民男女協働課内） ☎53-1112 ファクス54-8117